

公益財団法人荒川区芸術文化振興財団役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

平成24年 4月 1日制定
芸術文化振興財団規程第8号

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「財団」という。）の役員（荒川区職員から選任された者を除く。）及び評議員（荒川区職員から選任された者を除く。）の報酬及び費用弁償等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし、常時勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款の定めに基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、期末報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬)

第3条 常勤役員の報酬は、別表1に定める額の範囲内で支給するものとする。

2 非常勤役員の報酬は、別表2に定める額の範囲内で支給するものとする。

3 評議員の報酬は、別表3に定める額の範囲内で支給するものとする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が職務により旅行するときは、旅費を支給する。

2 旅費の額については、前項の旅行に要した費用の実費を支給するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、区内在住の役員及び評議員が理事会及び評議員会等に出席するために要した旅費は支給しないものとする。

4 旅費の支給方法その他は、理事長が別に定める。

5 役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した手数料等の実費については、請求により速やかに支払うものとする。

(その他の報酬等)

第5条 常勤の役員には、第3条第1項に定める報酬のほか、付加報酬、通勤

手当、期末報酬及び退職手当を支給する。

- 2 付加報酬の額は、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団職員給与規程（以下「給与規程」という。）にて定める財団職員の管理職手当、地域手当の相当額とし、別表4の額を超えないものとする。
- 3 通勤手当の額は、給与規程に基づき算出した額を超えない範囲で支給する。
- 4 期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額に、3月支給する場合には100分の10、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の102.5を乗じて得た額を超えない範囲で支給する。

(1) 報酬月額に地域手当の月額を加えた額

(2) 前号の額に100分の17を超えない範囲で乗じて得た額

(3) 報酬月額に100分の15を乗じて得た額

- 5 退職手当の額は、在任期間1年につき第3条に定める報酬額の1ヶ月分とする。ただし、事務局職員を兼務する理事については、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団職員退職手当支給規程に基づき支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬等は月額をもって支給するものとし、毎月一定の日に本人の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員に関しては理事会及び評議員会の出席等に応じて、その都度、現金にて支給するものとする。ただし、非常勤役員のうち、理事長の職にある者については、毎月一定の日に本人の指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

(附則)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1（第3条第1項関係）

役職名	報酬月額
常勤役員	309,100円

別表2（第3条第2項関係）

役職名	報酬日額
理事長の職にある理事	20,000円
他の理事	6,900円
監事	6,900円

別表3（第3条第3項関係）

役職名	報酬日額
評議員	6,900円

別表4（第5条第2項関係）

役職名	管理職手当月額	地域手当月額
常勤役員	65,500円	報酬月額及び管理職手当月額の合計に100分の18を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成24年4月10日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成25年3月22日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成26年4月1日から適用する。